

オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書における修正事項(案)

オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会事務局
(気候変動対策認証センター)

登録案件「高知県木質資源エネルギー活用事業 A」及び「高知県木質資源エネルギー活用事業 B」の登録・モニタリング・検証結果を踏まえ、オフセット・クレジット (J-VER) 制度関連文書について、以下の修正を提案する。

(1) オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則及びオフセット・クレジット(J-VER)制度温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書モニタリングプランにおける修正

本制度では、オフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則 2.2④に記載するとおり、「認証センターは、受理した申請書の内容について、ポジティブリストや適格性基準への整合性、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等について、ルールへの準拠性をバリデーションチームにて確認し、バリデーション報告書を作成する」こととしている。

本バリデーション作業は、クリーン開発メカニズム (CDM) 等におけるバリデーションを代替するものであり、「高知県木質資源エネルギー活用事業 A」及び「高知県木質資源エネルギー活用事業 B」のバリデーション作業にあたっては、ISO14064-3 に準じた確認を行った。その過程において、排出削減プロジェクト申請書に記載されていない様々な追加的な資料要求や確認を行ったが、プロジェクト申請者のバリデーション作業への理解、プロジェクト申請者及びバリデーションチームの負担軽減及び ISO14064-3 への準拠性の向上の観点から、オフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則について、参考資料 2-1 のとおり、プロジェクト申請にあたっての誓約 (P9) 及びバリデーション作業の明確化 (P11) に係る記述を追加するとともに、排出削減プロジェクト申請書モニタリングプランについて、参考資料 2-2 のとおり、QA/QC に係る記述を追加するなどの修正を行うこととしたい。

(2) オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論及びオフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインにおける修正

「高知県木質資源エネルギー活用事業 A」及び「高知県木質資源エネルギー活用事業 B」のモニタリング結果から、オフセット・クレジット (J-VER) の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論中、JAM0001 (化石燃料から未利用林地残材へのボイラー燃料代替に関する方法論) 及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング方

法ガイドラインにおいて、参考資料 2-3 及び 2-4 のとおり修正を行い、「平成 21 年 3 月 10 日版」としたい。これにより、モニタリングのルールが明確になり、検証作業の負担が軽減することが期待される。

①運搬に係る排出量算定に必要なパラメータ（平均燃費、走行距離）の測定方法

林地残材の車両運搬に係るプロジェクト排出量を算定する際に使用する平均燃費及び走行距離については、実測値（燃料消費量及び走行距離のサンプル測定に基づく算定、車両の走行メータによる測定）を基本としていた。

しかし、これら運搬に伴う排出量がプロジェクト排出量に占める割合は大きくないにもかかわらず、プロジェクト事業者のモニタリング負担が大きいことから、平均燃費については省エネ法に示されたデフォルト値の使用を、年間往復走行距離については地図等による輸送計画距離の把握を、実測と同様に認めることとする。

（関連文書：方法論 P5（モニタリング）、モニタリング方法ガイドライン II 2.1.3 車両による燃料（ガソリン、軽油、LPG）の使用）

②規定頻度を上回る頻度で測定した場合の算定方法

排出削減量の算定に用いる各パラメータの計測頻度については、最少計測頻度のみを規定していた。

しかし、規定頻度を上回る頻度で計測される場合も想定され、その場合のデータの取扱いが不明確であるため、規定頻度を上回る頻度での計測を妨げないことを明記するとともに、その場合は、①測定した頻度毎に算定する、②規定頻度毎に平均値をとる、のいずれかを選択することを可能とする。

例えば、単位発熱量の規定頻度が 6 ヶ月に 1 回である一方で、1 ヶ月毎に単位発熱量を計測していた場合、①同時期の 1 ヶ月毎のバイオマス使用量に当該単位発熱量を乗じることで当該 1 ヶ月分の総発熱量を算定する、②6 ヶ月分の平均単位発熱量を求め、同時期のバイオマス使用量に当該平均単位発熱量を乗じることで当該 6 ヶ月分の総発熱量を算定するということになる。

（関連文書：方法論 P3（モニタリング）及び P6（FAQ）、モニタリング方法ガイドライン II 1.4.1 モニタリングにおける計量器の役割）

③乗じるパラメータ毎に計測頻度が異なる場合の算定方法

単位発熱量と含水率など乗じるパラメータ毎に規定頻度が異なる場合には、測定頻度の少ないパラメータに合わせて算定することとする。

(関連文書：モニタリング方法ガイドライン II 1.4.1 モニタリングにおける計量器の役割)

④含水率を計測する際の最少計測頻度

林地残材の含水率を計測する際の最少計測頻度については、方法論において単位発熱量と同等の取扱いとし、モニタリング方法ガイドラインにおいて「単位発熱量の計測頻度を満足すること」としていたが、併せて、単位発熱量の計測頻度の表の注釈として「含水率を計測する場合には、上記の要求頻度を適用する」旨を追記する。

(関連文書：モニタリング方法ガイドライン II 2.4 バイオマス燃料の使用)

(3) オフセット・クレジット(J-VER)制度検証報告書様式の追加

オフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング報告書の検証のためのガイドラインにおいては、検証報告書の様式を定めることとしており、「高知県木質資源エネルギー活用事業 A」及び「高知県木質資源エネルギー活用事業 B」の検証報告書を参考に、参考資料 2-5 のとおり検証報告書の様式を追加することとしたい。